



給付の種類と給付内容

	給付の種類	給付内容
疾病 (入院を必 要とする程度)	医療費	疾病の治療に要した費用 の額を差し引いた自己負担分)について実費補償するもの
について医療を 受けた場合	医療手当	疾病の治療に伴う 医療費以外の費用の負担 に着目して給付するもの
一定程度障害 (日常生活が著 しく制限される	障害年金	一定程度の障害の状態にある 18歳以上の人の生活補償な どを目的 として給付するもの
程度以上のもの)の場合	障害児 養育年金	一定程度の障害の状態にある 18歳未満の人を養育する人 に対して給付するもの
	遺族年金	生計維持者が死亡した場合に、その遺族の生活の立て直し等を目的として給付するもの
死亡 した場合	遺族一時金	生計維持者以外の人が死亡した場合に、その遺族に対する 見舞い等を目的として給付するもの
	葬祭料	死亡した人の葬祭を行うことに伴う出費に着目して給付す るもの



給付額と請求期限

令和7年4月1日現在

	給付の種類	給付額			請求期限
疾病 (入院を	医療費	健康保険等による給付の額を除いた自己負担分			医療費の支給の対象となる費用の支 払が行われたときから 5年以内 。
疾病 (人院を 一 必要とする程 度)について 医療を受けた 場合		入院の場合	1ヶ月のうち8日以上	月額:39,900円	請求に係る医療が行われた日の属す る月の翌月の初日から 5年以内 。
		人院の場合	1ヶ月のうち8日未満	月額:37,900円	
	医療手当	· 通院 [*]	1ヶ月のうち3日以上	月額:39,900円	
		の場合	1ヶ月のうち3日未満	月額:37,900円	
		入院と通院がある場合 月額:39,900円			
一定程度障害 (日常生活が	障害年金 (18歳以上)	1級の場合	年額:3,045,600円(月額:253,800円)	請求期限なし
著しく制限さ		2級の場合	年額:2,436,000円(月額:203,000円)	
れる程度以上 のもの) の場 合	障害児 養育年金	1級の場合	年額: 952,800円(月額: 79,400円)	==
		2級の場合	年額: 762,000円(月額: 63,500円)	請求期限なし
死亡 した場合	遺族年金	年額:2,664,000円(月額:222,000円) 年金の支払は10年間。ただし、死亡した本人が障害年金を 受けたことがある場合、その期間が7年に満たないときは 10年からその期間を控除した期間、7年以上のときは3年間。			死亡のときから 5年以内。 ただし、医療費、医療手当、障害年 金または障害児養育年金の支給の決 定があった場合には、その死亡のと きから2年以内。
	遺族一時金	7,992,000円			
	葬祭料	219,000円			



救済制度の仕組みと請求の流れ

医薬品副作用被害救済制度

S55年5月1日 以降に使用された 医薬品等による

副作用

健

康

被

害

者

生物由来製品感染等被害救済制度

H16年4月1日 以降に使用された 生物由来製品等を介した

感染等

厚生労働 大臣

2

1)請求

諮問 **(3**)

薬事審議会

4) 答申

疾病

(入院治療を要する程度) について医療を受けた場合

一定程度の障害

(日常生活が著しく制限され

る程度以上)の状態の場合

矢 療 費

医療手

障害年金

曈害児養育年金

遺族年金

遺族一時金

料 祭

請求書等作

成

本人

遺族)

判定結果の通知 判定の申出

医

(5)

補助金 (事務費)

玉

一般

拠出金

PMDA

薬

医療機器

総合機構

付加 拠出金

死亡した場合

莚

診断書等交付



診断書等作成依頼

追加補足資料依頼

6 決定通知

給付

追加補足資料提出

★ 救済給付の決定に不服があ るときは、厚生労働大臣に 対し、審査申し立てをする ことができます。

医療機関等



製

造

請求時の主な必要書類



請求時の主な必要書類

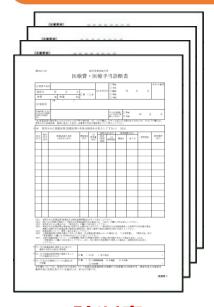
請求者作成



請求書

医療機関作成

治療を行った医療機関が作成



診断書 (経過・検査値)



受診証明書

原因と考えられる 医薬品を処方した 医療機関が作成



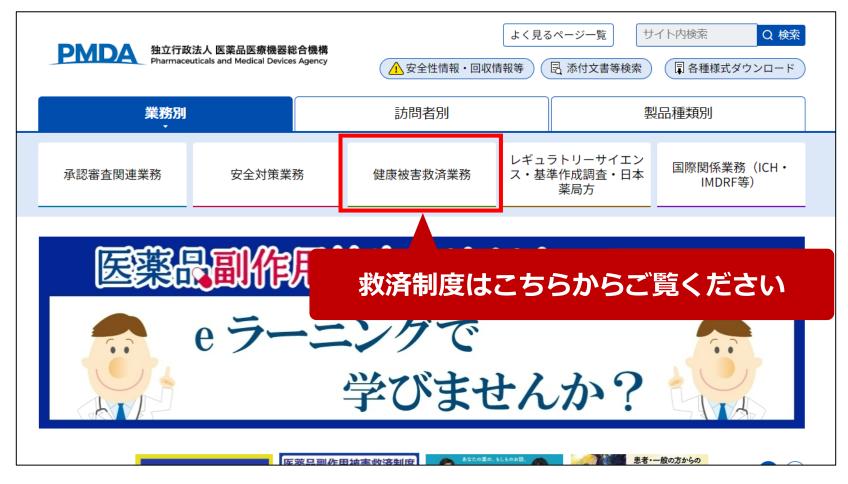
投薬証明書

* 請求書類はPMDAホームページからダウンロードできます https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0004.html





PMDAホームページのご案内





URL: https://www.pmda.go.jp/



①請求に必要な書類のダウンロード





②請求に必要な書類のダウンロード

[請求用紙ダウンロード]

×画面を閉じる

医薬品副作用被害救済制度

医薬品等は、国民にとって健康の保持増進に欠かせないものですが、その使用に当たって万全の注意を払ってもなお副作用の発生を防止できない場合があります。

「医薬品副作用被害救済制度」は、病院・診療所で投薬された医薬品等や薬局などで購入した医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病、障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金等の副作用救済給付を行い、健康被害者の迅速な救済を図ることを目的とした公的な制度です。

この制度の運営は、独立行政法人 医薬品医療機器総合機構法(平成14年法律第192号) に基づき設立された当医薬品医療機器総合機構が行っています。

平成26年11月25日から再生医療等製品が医薬品副作用被害救済制度の対象となりました。

以下の質問項目に答案

質問に答えていくと、必要な書類を ダウンロードできます

※全ての方のケースに対応できるも、 質問の項目にあてはまらない場合、及び不明

がある場合には、お電話でお問い合わせ下さい。

質問項目へ

Copyright ® 独立行政法人医藥品医療機器総合機構 All Rights Reserved





③請求に必要な書類のダウンロード

請求に必要な書類は以下のとおりです。

〔請求に必要な書類〕

- ○医療費・医療手当請求書(Wordと請求書作成お助けフォートでも作成可能です)
- ○医療費 医療手当診断書

[参考書類~必ずご確認ください~]

- ・医療費・医療手当請求の手引 ・医療費・医療手当請求書類チェックリスト

必要に応じてご利用ください。 ・医療費・医療手当請求記載要領

必要に応じて書類を作成してもらう医療機関にお持ちください。 [医療費・医療手当診断書記載要領]

- •医療費•医療手当診断書記載要領一般
- ・ショック・アナフィラキシー症状記載要領

- 肖化管障害(ハリウム製剤)記載要領

- •肺障害記載要領 •脳血管障害記載要領 •卵巢過剰刺激症候群(OHSS)

〔受診証明書記載要領〕

•受診証明書記載要領

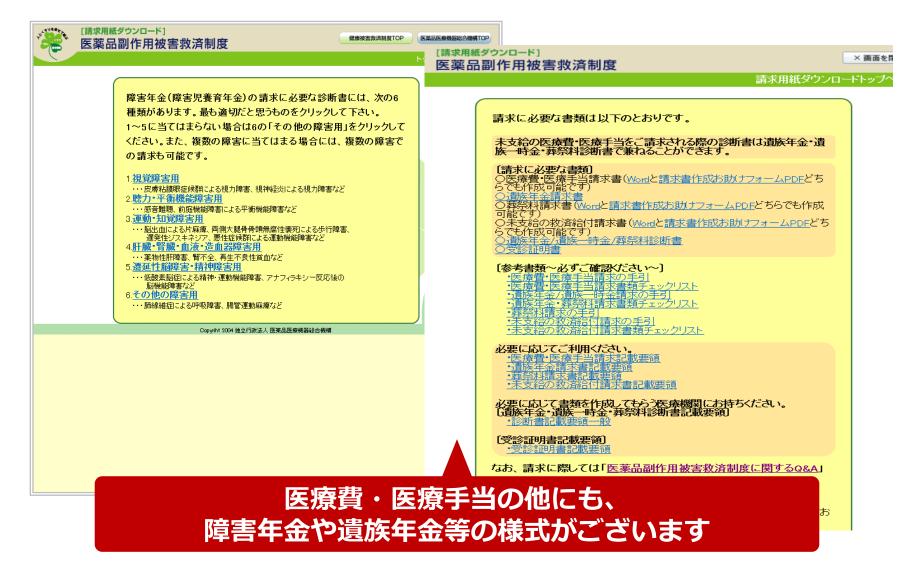
なお、請求に際しては「医薬品副作用被害救済制度に関するQ&A」 や、「医療費等の請求手続き」も合わせてご参照下さい。

※全ての方のケースに対応できるものではありません。 質問の項目にあてはまらなかったり、不明の点がある場合は、お電話でお 問い合わせください。

最終的に「医療費・医療 手当」の様式に辿り着く ことができます



4請求に必要な書類のダウンロード





支給決定のために必要な情報

~ 例えば ~

- 副作用被害の発生前後の臨床データ(臨床検査値^{※1})
- 原因となった医薬品に関係する投薬・使用内容(使用目的 使用量、使用時期など)
- 副作用被害の発生の経過(副作用被害の診断までの経過、 その後の症状や治療に関する経過を日付ごとに記入)
- 特殊な使い方をした場合は、その経緯や治療の必要性
- 感染症、原疾患等、他の原因が考えられる場合、その経過
- ◆ 因果関係等の事項を判断する上で必要な情報が不十分な場合、医療機関の方々や請求者本人に追加補足資料提出を依頼することがあります。(機構法第24条)

※1:血液や尿などの検査値



請求に必要な書類のダウンロード

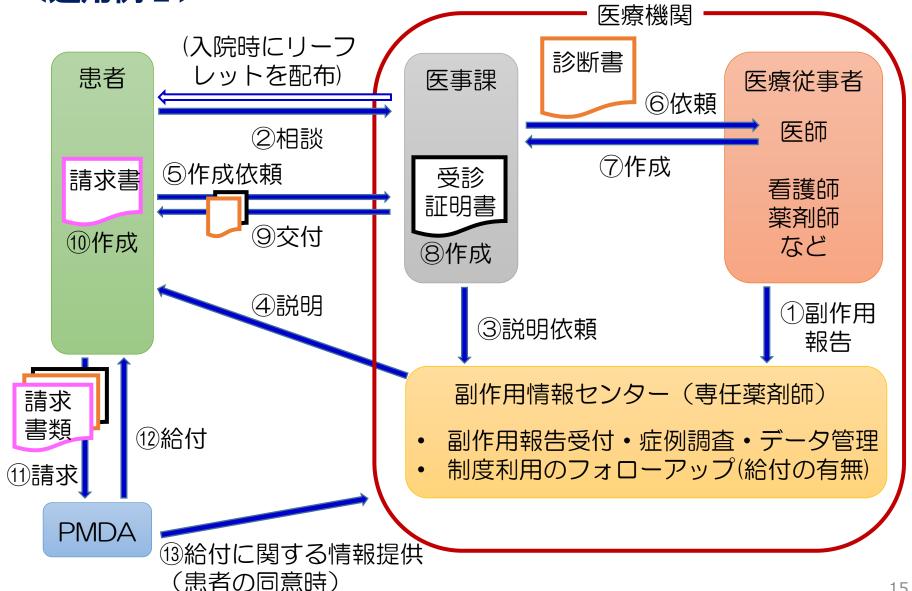




救済制度の運用事例



<運用例1>





〈運用例2〉

副作用疑い

副作用の診断・治療

退院

薬歴・患者面談・身体・検査所見等から 副作用の可能性および被疑薬の中止について 医師と薬剤師が協議

副作用の治療や被疑薬の代替について 適宜医師と薬剤師が協議 薬剤師は退院までに患者へ救済制度について情報提供(以下参照)

(リーフレットを提供の上で以下を説明)

- ✓ 請求が認められると、入院費用等の給付が受けられる。
- ✓ 給付の決定はPMDAが行い、必ず給付される訳ではない。
- ✓ 給付決定まで数か月以上かかる。
- ✓ 原則、健康被害を受けた本人が請求する必要がある。 (医療機関の代行は不可)
- ✓ 給付請求は、請求書に必要書類を添えてPMDAへ請求を行う。
- ✓ 書類には医師の所見の記載が必要なものがある。
- ✓ 必要な書類は状況によって変わるためPMDAに問い合わせるのが望ましい。
- ✓ リーフレット下段左側に救済制度相談窓口の電話番号等の記載がある。





よくあるご質問 (FAQ)

よくあるご質問(FAQ)



- Q1 請求から結果が通知されるまでの期間は?
- A1 個々の請求案件によって異なりますが、目安として6~8ヶ月となります。(ただし、請求者や医療機関に求める追加・補足資料等の提出に要する期間を除く)
- Q2 「適正な使用」ではない場合は請求できないということか?
- A2 承認内容や添付文書の記載に合っていないものがすべて不適正使用として不支給になるわけでは なく、学会の診療ガイドライン等も含めた学術論文などでエビデンスが示されており、実際に医療現場で行われている医療であれば、ご請求いただいた上で慎重に評価されることになります。
- Q3 保険適用外の医薬品は対象とならないのか?
- A3 保険適用の有無にかかわらず、国内で承認されている医薬品であればご請求いただくことができます。なお、抗がん剤や免疫抑制剤などの一部に対象除外医薬品がございます。
- Q4 乳幼児医療費助成等で医療費がかからない場合、請求することはできるか?
- **A4** 医療費がかからない場合でも、医療手当のみご請求いただくことが可能です。

よくあるご質問(FAQ)



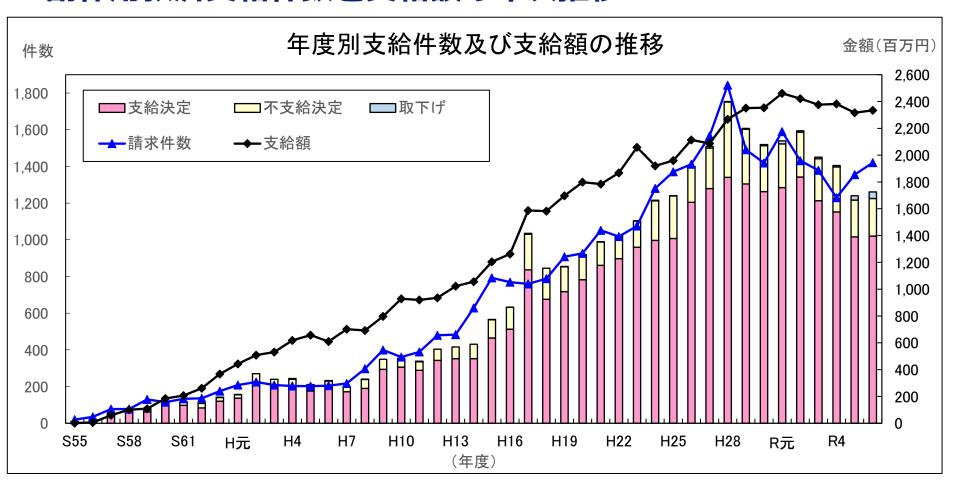
- Q5 患者から診断書の作成を依頼されたが、副作用とは認められないので書けない場合はどうし たらよいか?
- **A5** 副作用と認めなくてもよいので、ありのままの治療内容をご記載ください。
- Q6 不適正使用(不支給)と認められた場合、医師や医療機関は責任を問われるのか?
- A6 救済制度は医療関係者を責める制度ではないため、仮に投薬が不適正使用と認められ、請求が不 支給となった場合であっても、PMDAが医療関係者の責任を追及することはございません。
- Q7 副作用の治療を行った医療機関が原因薬を処方していない場合、治療した医療機関でも原因薬の 処方理由等も書かなくてはいけないのか?
- A7 治療した医療機関と、原因と考えられる医薬品を処方した医療機関が異なる場合、その医薬品を 処方した医療機関が「投薬・使用証明書」に処方理由や処方に至った経緯を記載いただきます。
- Q8 外来治療でも入院相当となることはあるのか?(入院相当の治療とはどんな場合をさすのか?)
- A8 入院治療を必要とする程度の医療とは、基本的には入院治療が行われた場合ですが、必ずしも入院 にされた場合に限定されるものではなく、入院治療が必要であるが、諸事情によりやむを得ず入院相当の治療を外来通院により行われたときなどは、救済の対象になる場合があります。



- 1. この集計は、健康被害救済制度で支給決定された事例を集計 した結果であり、副作用などについての一般的傾向を表すも のではありません。
- 2. 原因医薬品及び副作用名などについては、1事例について複数の場合があり、これらを延べ件数で集計したものです。



副作用救済支給件数と支給額の年次推移



令和6年度実績

請求件数: 1,421 件

決定件数: 1,261 件(支給:1,020 件、不支給:205 件、取下げ36 件)

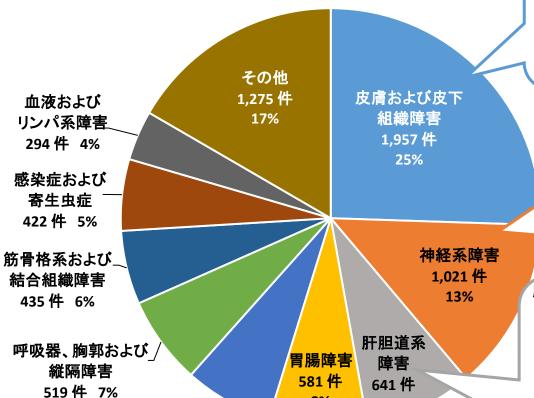
支給額 : 2,334,832 千円



副作用による健康被害の内訳(令和2年度~令和6年度)

令和2年度~令和6年度に給付された請求事例(5,743件)の副作用による健康被害を器官別大分類で集計した延べ7,668件を対象とした内訳。

注)上記の件数は、疾病、傷害などが認められた健康被害の延べ件数である。 また、内訳の件数は、一般的な副作用の傾向を示したものではなく、 救済事例の解析結果である。



免疫系障害₋ 523 件

7%

8%

8%

皮膚および皮下組織障害

比率
33. 2%
22. 6%
10. 3%
10. 1%
9. 4%
14. 2%

原因医薬品の小分類	比率
解熱鎮痛消炎剤	16. 8%
抗てんかん剤	14. 8%
主としてグラム陽性・	12. 1%
陰性菌に作用するもの	12.1%
消化性潰瘍用剤	5. 8%
その他の化学療法剤	5. 1%
その他	45. 1%

神経系障害

内訳(LLT)	比率
低酸素脳症	18. 2%
脳出血	10. 3%
運動機能障害	6. 5%
急性脳症	5. 6%
大脳機能障害	5. 4%
その他	53. 7%

原因医薬品の小分類	比率
精神神経用剤	17. 9%
血液凝固阻止剤	7. 3%
ワクチン類	7. 3%
主としてグラム陽性・ 陰性菌に作用するもの	5. 1%
混合ホルモン剤	5. 1%
その他	57.0%

肝胆道系障害

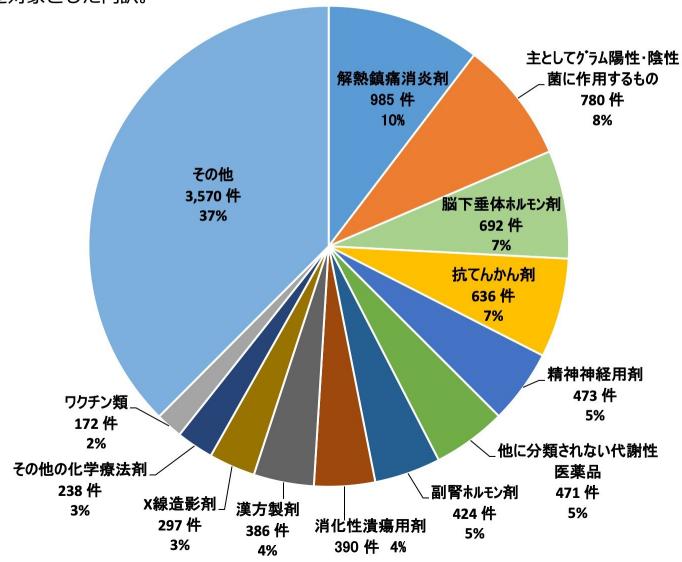
内訳(LLT)	比率
肝機能障害	92. 3%
劇症肝炎	3. 6%
肝硬変	1. 2%
胆囊炎	0. 6%
急性肝不全	0. 6%
その他	1.4%

原因医薬品の小分類	比率
漢方製剤	17. 7%
解熱鎮痛消炎剤	9. 9%
消化性潰瘍用剤	8. 6%
その他のアレルギー用薬	7. 3%
主としてグラム陽性·陰 性菌に作用するもの	6. 3%
その他	49. 9%



副作用原因医薬品の内訳(令和2年度~令和6年度)

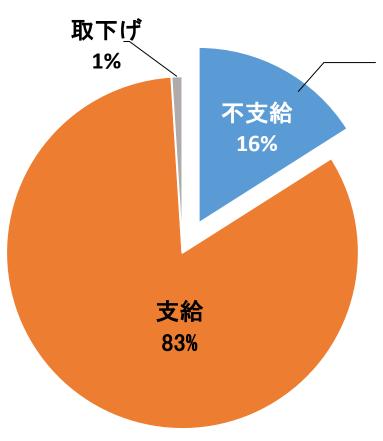
令和2年度~令和6年度に給付された請求事例(5,743件)の原因薬延べ9,514品目の薬効別分類(小分類)を対象とした内訳。





不支給と判定された理由(令和2年度~令和6年度)

令和2年度~令和6年度に決定された事例6,950件のうち、不支給決定された1,124件に係る不支給の理由は以下のとおり。



- ・医薬品により発現したとは認められない 6%
- ・判定不能である 4%
- ・使用目的または使用方法が適正とは認められない 3%
- ・入院を要する程度または障害の等級に該当しない 2%
- ・対象除外医薬品等に該当する 1%
- ・その他 1%



PMDAでは、救済制度の広報や制度案内の資材を無償で提供しています。 ご利用されたい方は、下記照会先までご連絡ください。

<リーフレット:A4版>



<ポスター: A3,B4版>



<小冊子>



- 照会先 -

電 話: 0120-149-931 (フリーダイヤル)

受付時間:月~金(祝日・年末年始を除く)午前9時~午後5時

E-mail: kyufu@pmda.go.jp

ご視聴ありがとうございました

